



王城寺原演習場における  
日米共同訓練の実施に関する要望

令和3年11月22日

王城寺原演習場対策協議会



王城寺原演習場におきましては、平成9年度から在沖縄米軍による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練が開始され、今年度は7月に実施されました。さらに、先頃、日米共同訓練の概要が公表され、同演習場において実施されることとなりました。

日米共同訓練は、日本国政府と米国政府との取り決めにに基づき、日本国政府が責任を持って実施するものでありますが、今回の訓練では、オスプレイが使用される予定となっております。

オスプレイについては、平成29年度の日米共同訓練において要望にも関わらず学校上空を飛行する事案が発生したほか、令和2年2月には仙台空港、令和3年6月には山形空港、さらに同年9月には仙台空港への予定外の着陸が相次いで発生するなど、その飛行に対する県民の不安は払拭されてはおりません。

また、現在、本県においては、県民一丸となって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいるところです。

このため、訓練の実施に当たっては、不安解消や負担軽減のための十分な説明と、安全・安心の確保のための万全の対策が求められます。

つきましては、当該訓練の実施に当たり、平成9年度以降の同演習場における米軍実弾射撃訓練の実施経緯や、地元の実情を十分に踏まえ、別紙事項について誠意を持って対応されるよう強く要望いたします。

# 要 望 事 項

## 1 訓練の在り方について

王城寺原演習場においては、平成9年度より在沖縄米軍による実弾射撃訓練が実施されていることを考慮し、同演習場における日米共同訓練の在り方について十分検討すること。

特に、米軍の訓練実施が地元を与える負担等を十分に考慮し、その訓練実施に当たっては、実弾射撃訓練と日米共同訓練をはじめとする複数の訓練が立て続けに実施されることのないよう日米間で訓練日程を十分に調整すること。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策について

訓練中に感染者が確認された場合の対応等、地元の感染防止のための取組に必要な情報について、迅速に情報提供すること。また、地域住民が感染症に不安を感じていることに配慮し、感染防止対策について、万全を期すこと。

## 3 情報提供について

(1) 平成9年度以降の米軍実弾射撃訓練時と同様の情報連絡体制の下に、適時・的確な情報の提供を行い、地元との信頼関係の構築に努めること。

特に、県及び地元三町村が必要とする情報については、できる限り速やかに各自治体に同時に提供するとともに、地域住民に対しても情報提供に努めること。

(2) 地域住民の訓練に対する不安や不信感の軽減のため、訓練公開やブリーフィングを実施するなど、訓練の透明性の確保に努めること。

(3) 万一訓練中に事故・事件が発生した場合は、国の責任において迅速に対応するとともに、県、地元三町村及び地域住民に対し、速やかに情報の提供を行うこと。

#### 4 安全対策について

- (1) 訓練の実施に当たっては、人員や装備品の輸送も含め、安全対策に万全を期すこと。
- (2) 米軍の滞在期間中、部隊の秩序と規律が厳格に維持されるよう、米軍に申し入れること。
- (3) 米兵の外出については、できる限り差し控えるよう米軍に申し入れること。

やむを得ず外出する場合は、陸上自衛隊又は東北防衛局の職員が同行するとともに、米兵が車を運転することのないようにし、交通事故の防止に万全を期すこと。

#### 5 訓練実施について

下記事項について米軍と調整を図り、その実現に努めること。

- (1) 訓練期間については、極力短縮すること。
- (2) 日曜・祝日の訓練については、実施しないこと。
- (3) 夜間訓練については、実施しないこと。

やむを得ず夜間訓練を実施する場合には、必要最小限にとどめるとともに時間を厳守すること。

#### 6 オスプレイを含む米軍用機について

オスプレイの予定外の着陸が相次ぐなど、県民のオスプレイ等の飛行に対する不安が払拭されてはいないことを踏まえ、国の責任において、下記事項について対応するよう強く要望する。

- (1) 日米合同委員会の合意事項を遵守すること。
- (2) 機体の安全性を確保した上で、飛行経路や飛行区域、高度等については、人家や学校等を避けて飛行するなど、地域住民の安全に配慮すること。
- (3) 安全性に対する地域住民の不安が払拭されるよう、十分な説明を行うこと。

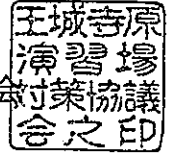
- (4) 県，地元三町村及び地域住民に対し，あらかじめ飛行ルートや飛行時間等の飛行計画を明示するなど，十分な情報提供を行うこと。
- (5) 飛行に伴う騒音・振動等による生活環境への影響に十分配慮すること。やむを得ず夜間に飛行する場合は，必要最小限にとどめること。

## 7 生活環境等について

- (1) 訓練に伴う騒音・振動等による生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 環境保全に十分配慮すること。

令和3年11月22日

防衛大臣 岸 信 夫 殿



王城寺原演習場対策協議会

宮城県副知事 佐野好昭  
色麻町長 早坂利悦  
大和町長 浅野元  
大衡村長 萩原達雄

